A　①株式会社オーティーシージャパン　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－6857号　④株式会社オーティーシージャパン　代表取締役　張辰　⑤本社営業所　東京都豊島区東池袋一丁目７番５号　⑥平成８年５月30日　⑦平成28年７月26日　⑧90万円　⑨450万円

A　①株式会社ジェイテック　②第２種旅行業　③埼玉県知事登録旅行業第２－1133号　④株式会社ジェイテック　埼玉県新座市東北一丁目11番１号　代表取締役　中﨑博一　⑤本店　埼玉県新座市東北一丁目11番１号　⑥平成26年３月11日　⑦平成28年７月６日　⑧220万円　⑨1100万円

B　①株式会社ピース・イン・ツアー　②第１種旅行業　③観光庁長官登録旅行業第1917号　④株式会社ピース・イン・ツアー　東京都新宿区早稲田町67番地　代表取締役　原優二　⑤本社営業所　東京都新宿区早稲田町67番地　⑥平成23年６月13日　⑦平成28年７月21日　東京都知事登録旅行業第３－7212号　⑧1250万円　⑨7000万円

以上７件

東京都千代田区霞が関３丁目３番３号
一般社団法人日本旅行業協会
会長　田川　博己

A　①株式会社サンテジャ　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－6926号　④株式会社サンテジャ　東京都江東区有明三丁目７番26号　代表取締役　刘冠宏　⑤本社営業所　東京都江東区有明三丁目７番26号　⑥平成27年４月23日　⑦平成28年６月15日　⑧60万円　⑨300万円

A　①株式会社近畿日生旅行社　②第３種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第３－1095号　④株式会社近畿日生旅行社　大阪市東成区東小橋一丁目１番15号　代表取締役　田中正英　⑤株式会社近畿日生旅行社　大阪市東成区東小橋一丁目１番15号　⑥昭和56年７月18日　⑦平成28年７月８日　⑧60万円　⑨300万円

A　①株式会社エム・シー・ファシリティーズ　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－4149号　④株式会社エム・シー・ファシリティーズ　東京都千代田区丸の内二丁目２番３号　代表取締役　服部幸一　⑤本社営業所　東京都千代田区丸の内二丁目２番３号　⑥平成９年１月23日　⑦平成28年６月23日　⑧150万円　⑨750万円

A　①株式会社しりかん　②第２種旅行業　③青森県知事登録旅行業第２－145号　④株式会社しりかん　下北郡東通村大字田屋字将木舘２番地　代表取締役　三国渉　⑤本社営業所　下北郡東通村大字田屋字将木舘２番地　⑥平成23年７月26日　⑦平成28年７月８日　⑧220万円　⑨1100万円

A　①東大阪観光商事株式会社　②第３種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第３－404号　④東大阪観光商事株式会社　東大阪市永和二丁目８番28号　代表取締役　志村玉夫　⑤東大阪観光商事株式会社　東大阪市永和二丁目８番28号東大阪商工会議所別館301　⑥昭和41年７月30日　⑦平成28年６月30日　⑧90万円　⑨450万円

A　①日本ブライト旅行　②第３種旅行業　③栃木県知事登録旅行業第３－671号　④石川直樹　佐野市牧町1001番地　⑤本社営業所　佐野市牧町1001番地　⑥平成23年５月19日　⑦平成28年５月26日　⑧60万円　⑨300万円

A　①プロウジット株式会社（圏央ツーリストサービス）　②第３種旅行業　③茨城県知事登録旅行業第３－408号　④プロウジット株式会社　つくば市研究学園五丁目12番地10　代表取締役　新谷修一　⑤本社営業所　つくば市研究学園五丁目12番地10　⑥平成８年３月28日　⑦平成28年７月25日　⑧90万円　⑨450万円

A　①川崎物産株式会社（カワサキツーリスト）　②第２種旅行業　③茨城県知事登録旅行業第２－388号　④川崎物産株式会社　筑西市神分27番地　代表取締役　横田稔　⑤本社営業所　筑西市神分27番地　⑥平成６年８月９日　⑦平成28年６月28日　⑧220万円　⑨1100万円

A　①グリーン観光　②第２種旅行業　③茨城県知事登録旅行業第２－274号　④小浜二三男　神栖市石神653番地　⑤本社営業所　神栖市石神653番地　⑥昭和58年10月25日　⑦平成28年６月16日　⑧220万円　⑨1100万円

B　①株式会社ワールドトラベル　②第２種旅行業　③宮崎県知事登録旅行業第２－47号　④株式会社ワールドトラベル　都城市中町13街区７号　代表取締役　堀之内芳久　⑤本社営業所　都城市中町13街区７号　⑥昭和57年４月14日　⑦平成27年４月10日　宮崎県知事登録旅行業第３－47号　⑧169万円　⑨1145万円

以上10件

東京都港区虎の門４丁目１番20号
一般社団法人全国旅行業協会
会長　二階　俊博

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成 28 年８月 12 日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①株式会社天祐アセットマネジメント　②東京都知事(1)99099　③代表取締役　松永豊　④東京都港区赤坂一丁目４番８号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都港区赤坂一丁目４番８号　株式会社天祐アセットマネジメント　代表取締役　松永豊

宅地建物取引業保証協会弁済業務保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第64条の11第４項の規定により次のとおり公告します。

公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会（以下「保証協会」という。）の社員である下記の者と、宅地建物の取引を行ったことにより生じた債権につき、宅地建物取引業法第64条の８第１項の規定に基づき、弁済の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に同法施行規則第26条の５第１項に規定する認証申出書３通を保証協会に提出して下さい。なお、認証申出書の提出がないときは、下記の者に係る弁済業務保証金分担金は同人に返還されます。

平成 28 年８月 12 日

東京都千代田区岩本町２－６－３
公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会